

内閣府政策統括官経済社会システム担当御中

令和2年3月3日
特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク
理事長 協坂 誠也

新型コロナウイルスの影響に伴う事業報告書等の提出期限の延長について

私たちは、NPO 法人をはじめとする非営利法人の会計と税務を支援する税理士・会計士約 500 名から構成される認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワークといたします。

新型コロナウイルスの感染に伴い、12 月決算法人の事業報告書等の提出期限について、明確にさせていただきたいと思い、要望をいたします。

新型コロナウイルスの感染に伴い、NPO 法人は、総会の開催の判断に頭を悩ませています。

法務局からは、株式会社の株主総会について、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとする旨の通知がでています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

法務局の解釈は株式会社だけに適用されるとは考えられませんので、NPO 法人も同じように定款で 3 か月内に総会を開催すると定めた場合でも、コロナウイルス感染に関して定款で定めた時期に社員総会を開催しなくても NPO 法違反にはならないと考えられます。

一方で、NPO 法 28 条では、事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書等を所轄庁に提出することになっています。

認定 NPO 法人の 6 号基準について書かれた内閣府の Q&A に、以下の記述があります。

「天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみに

よって認定等の可否が決定されることは適当ではありません。」

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninteiseido/nintei-hantei-houkoku>

今回の新型コロナウイルスの感染は、ここに掲げられる「天災の影響など」に該当するかどうかの判断が、内閣府や所轄庁から示されていません。

法務局が、総会の開催の延期を認めても、所轄庁が事業報告書の期限後の提出を認めるのかわからないと、特に認定 NPO 法人や、認定を目指している NPO 法人は、総会を延期したことにより、認定 NPO 法人として認められない場合のリスクを考えなければならず、総会を延期することの判断が難しくなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のためにも「新型コロナウイルスの影響により総会が開けずに提出の遅延があった場合でも、認定等の可否に影響しない」ことを明確にしたいと思っています。